令和８年第８回瑞穂市農業委員会総会議事録

１．招集年月日　　令和８年８月１９日

２．開 催 日 時　　令和８年８月２６日　午後３時００分

３．開 催 場 所　　瑞穂市役所巣南庁舎３階　３－２会議室

４．出席委員数　　１２人

５．出 席 委 員

１番　松野藤四郎委員
３番　廣瀬　秀男委員
４番　青木千恵子委員
５番　浅野　隆士委員
６番　林　　鉄雄委員
７番　豊田美津雄委員
８番　髙田　住代委員
９番　髙田　里美委員
１０番　今尾　京子委員
１２番　馬渕　正直委員
１３番　北村　一也委員
１４番　酒井　健詞委員

６．欠 席 委 員

２番　古川　正敏委員
１１番　武藤　　誠委員

７．本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	松尾　路成
事務局次長	馬淵　好人
書記	住　　義之

８．農業委員会等に関する法律第３５条の規定により出席した者の職氏名　（なし）

９．議 事 日 程

日程第１　議事録署名委員の指名について

日程第２　専決処分等の報告について

報告第１２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について

日程第３　農地法関連議案について

議案第３１号　農地法第３条の規定による許可申請書の審議について

議案第３２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について

日程第４　農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第３３号　農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日程第５　農業振興地域の整備に関する法律関連議案について

議案第３４号　瑞穂農業振興地域整備計画の変更について

１０．審議の経過

（午後３時００分）

○議　　長　本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は１２名です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第８回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議　　長　日程第１、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、５番浅野隆士委員、８番髙田住代委員の２名を指名いたします。

○議　　長　日程第２、専決処分等の報告について、令和８年７月１３日から令和８年８月１０日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第６条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第１２号農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について、事務局に報告を求めます。

（事務局報告）

○議　　長　只今、事務局から報告がありました報告第１２号について質疑等ありませんか。

○廣瀬委員　４番の案件ですが、事業者の太陽光事業の実績はありますか。

○事 務 局　瑞穂市において初めての事案になりますので、他の場所でどのような実績があるかは分かりかねます。

○廣瀬委員　この地方で初めてということですか。どういった理由でこの場所で事業をされるのでしょうか。

○事 務 局　事業者のホームページで太陽光事業をやっていることは確認していますが、それ以上の情報は確認しておりません。

○松野委員　番号４についてですが、安い時間帯の電気を蓄電し、高いときに売電するもの

と思いますが、電力会社の電気料金と揃っているのですか。

○事 務 局　売電する電気は一般家庭の電気より安くなりますので、その差額は電力会社の利益になります。売電価格は時間帯によって違うと書いてありました。

○議　　長　その他質問はありませんか。
（質疑、意見なし）

○議　　長　日程第２、専決処分等の報告を終わります。

○議　　長　日程第３、農地法関連議案についてを議題とします。
議案第３１号農地法第３条の規定による許可申請の審議について、議案第３２号農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について事務局に説明を求めます。
（事務局説明）

○議　　長　只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員からの意見がありましたらお願いします。議案第３１号番号１について、髙田里美委員ご意見ありますか。

○髙田委員　事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議　　長　続きまして、議案第３２号番号１について、青木千恵子委員ご意見ありますか。

○青木委員　事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議　　長　続きまして、議案第３２号番号２について、酒井健詞委員ご意見ありますか。

○酒井委員　現状は柿畑で、西側に家が建ったことから消毒ができない状態なので、やむを得ないと思います。事務局の説明とおり、よろしくお願いいたします。

○議　　長　続きまして、議案第３２号番号３につきましては、古川正敏委員の担当地区で本日欠席されておりますが、問題ないのでよろしくお願いしますと伺っておりますのでご報告します。

○議　　長　只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読していただくため、暫時休憩とします。
（休憩）

○議　　長　只今より再開いたします。

○議　　長　議案第３１号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員　番号１の有償移転で、譲受人の経営状況面積を見ますと、自作で４３．８ａ、借地で３１５．７ａ、合計３５９．５ａになっておりますが、こちらの農地は畑になっているのでしょうか。

○事 務 局　３１９ａが水稲、残り４０．５ａが野菜畑になります。

○松野委員　瑞穂市では柿を中心にということですが、譲受人は柿を栽培されるのは初めてになるのでしょうか。

○事 務 局　現在の計画では野菜栽培になっており、柿の栽培は書かれておりません。

○松野委員　譲受人の水稲３１９ａは瑞穂市にありますか。

○事 務 局　瑞穂市内にあります。

○議　　長　他に質疑、意見はありませんか。
（質疑意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３１号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３２号番号１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３２号番号１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３２号番号２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３２号番号２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　議案第３２号番号３について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員　番号３は駐車場ということですが、申請書を見させていただきましたが、舗装はされるのでしょうか。取得費以外の造成費が５５万円になっており、舗装まではできないと思いました。造成のみになることについてはどうなるのでしょうか。

○事 務 局　こちらの計画では砂利のみの造成で舗装まではしないとのことです。

○北村委員　土地造成のみになってしまいますが。

○事 務 局　駐車場を計画しているもので、土地の転売を目的としていないものになります。

○議　　長　分譲地ではないということですね。

○北村委員　農地を取得して造成することは大丈夫ということですね。

○事 務 局　転用はあくまでも利用目的によりますので、今回の利用目的は駐車場利用ということですので、これに対する審査になります。

○議　　長　転用事業者は歯科医院ですので、事業用の駐車場ということですね。

○北村委員　宅地分譲の場合、造成地に家を建てない場合のリスクを加味し、建築条件付分譲地にしているのに駐車場の場合、実際には駐車場として利用せずすぐに転売するかもしれないことがあり得るので、駐車場の造成にそういった線引きはないのでしょうか。

○事 務 局　転売について危惧されていると思いますが、まず、計画どおり露天駐車場として使用することが条件になり、その目的で使用した実績があれば転用目的が達成されたことになり、その後、転売されることはあり得ると思われます。

○北村委員　分譲住宅地を造成する場合以外は、何か目的があって農地を造成するのであれば問題ないという理解でよろしいですか。

○事 務 局　県に転用許可の進達をした際、問題があれば何か指摘があるかもしれませんが、そのような理解でよろしいかと思います。

○議　　長　その他質疑等ありますか。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３２号番号３について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議　　長　日程第４、農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第３３号農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について事務局に説明を求めます。
（事務局説明）

○議　　長　只今、事務局から説明がありましたが、議案第３３号について、質疑、意見があれば挙手願います。

○松野委員　これから１０年間新規ということですが、小さい面積ばかりで畦草の管理などの心配はないのでしょうか。

○事 務 局　祖父江地区は全体的に面積が小さいところを借りてみえますので、畦草等の管理を問題とされるのは分かりますが、まずは耕作者にしっかりやっていただきたいと考えております。

○松野委員　現状においても田は植えるけれど、草の管理をしない状態があるようですが、今回はどのようにされるのでしょうか。

○事 務 局　使用貸借ということで、田を借りる契約になりますが、草の管理についてはこちらで確認はしておりません。

○松野委員　土地所有者と借主が草の管理についても契約書でしっかり確認したものを受け付けることにしないと草の管理で困ることになるのではないでしょうか。

○議　　長　契約に関しては農地中間管理機構が間に入っていますので、市が貸借の契約を直接仲介する訳ではありません。

○松野委員　実際、そういった草の管理で地域は困っています。

○今尾委員　中間管理機構の書類には農業委員の意見を付けることはありません。担い手さんにお願いすることになりますが、マッチングについては中間管理機構が行っておりますので、農業委員として指導はできると思いますが、草の管理のことも含め、契約の件は一任するしかないのではないかと思います。

○事 務 局　農業委員として、地権者でこれまでの契約書が残っている方があれば、契約内容確認させていただけるようご協力いただけませんか。

○議　　長　指導しきれない部分もありますし、契約に関する権限もないので難しい問題だと思います。

○松野委員　中間管理機構はどのようにマッチングするのでしょうか。

○議　　長　予めやっていただける方を決めて届出される場合と、借り手が全く決まっておらず、どなたかにお願いしたいということで中間管理機構に探して欲しいということで登録される場合の二通りあると思います。

○今尾委員　実際のマッチングは瑞穂市でやっていると思いますので、中間管理機構がこちらに足を運んでマッチングすることはなく、事務処理のみを行っていると思います。

○事 務 局　市がマッチングするということにつきましては、あくまでも当事者間で決めた内容を市を通じて中間管理機構に登録しているもので、畦草などの管理につきましても当事者間で決められる内容になります。

○議　　長　その他質疑等ありますか。
（質疑、意見なし）

○議　　長　質疑、意見がないものと認めます。議案第３３号について原案のとおり意見なしとすることに賛成の方は挙手を願います。
（挙手多数）

○議　　長　賛成多数で、意見なしと決定されました。

○議　　長　日程第５農業振興地域の整備に関する法律関連議案についてを議題とします。議案第３４号瑞穂市農業振興地域整備計画の変更について事務局に説明をお願いします。
（事務局説明）

○議　　長　議案第３４号ですが、内容に鑑み農地部会に付託したいと思いますが、農地部会に付託することについて質疑、意見があればお願いします。

○議　　長　質疑、意見なしと認めます。議案第３４号について農地部会に付託することについて賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議　　長　全会一致と認め、農地部会に付託することに決定されました。

○議　　長　以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議　　長　これにて、瑞穂市農業委員会第８回総会を閉会いたします。